

予防検診（人間ドックなど）助成制度のご案内

町では、疾病の早期発見と予防を図るため、予防検診（人間ドック・脳ドックまたは併診ドック）を受診されるかたに、その検診の費用の一部を助成しています。

対象者

- 次の①～③をすべて満たすかた
 - ①35歳以上（年度内に35歳になるかたを含む）
 - ②美里町国民健康保険に6か月以上継続して加入しているかた
 - ③国民健康保険税が完納または完納見込みのかた
- ※助成は年度内（4月～翌3月）に1回のみです。
※同一年度内に予防検診助成制度と特定健康診査の両方を利用することはできません。

助成金の額

人間ドック／脳ドック 2万5千円
併診ドック 4万円

申請場所

住民福祉健康課 保険年金係

申請の流れ

次の2つの方法があります

【町指定医療機関で受診】

- ①受診前に、
 - 1 国民健康保険被保険者証
 - 2 印鑑（朱肉を使用するもの）
 をお持ちのうえ、役場へお越しください。
 - ②窓口で受診希望日をうかがい、役場職員が希望医療機関に予約します。
- ※来庁前に本人が予約していただいても結構です。
- ③受診当日、助成額を差し引いた費用を医療機関に支払ってください。

【町指定医療機関以外で受診】

- ①受診者本人が医療機関へ予約し受診してください。
- ②医療機関窓口で検診料の全額を支払ってください。
- ③検査結果が届いたら、
 - 1 検診時の領収書
 - 2 検査結果
 - 3 国民健康保険被保険者証
 - 4 通帳など（振込先のわかるもの）
 - 5 印鑑（朱肉を使用するもの）
 をお持ちのうえ、役場へお越しください。
- ④後日、助成金を指定口座に振り込みます。

町指定医療機関

市町村名	医療機関名
美里町	千田医院
寄居町	埼玉よりい病院
本庄市	岡病院
深谷市	深谷寄居医師会メディカルセンター
深谷市	深谷赤十字病院
熊谷市	藤間病院
熊谷市	籠原病院

※詳しい料金（オプション料金）や検診内容は、直接病院にお問い合わせください。

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係
☎76 - 1366

特定健康診査等を実施します

町では、特定健康診査等を次のとおり行います。費用は無料です。

特定健康診査等は、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。

ご自身の健康管理のためにもぜひ受診してください。



対象者

- ①美里町国民健康保険加入者で今年度中に40歳～75歳になるかた
 - ②美里町に住所を有する埼玉県後期高齢者医療制度に加入されているかた
- ※定期的に医療機関を受診されているかたも特定健診の対象者です。

健診項目

- 問診、身体測定（身長、体重、腹囲）、血圧測定、血液検査（脂質、肝機能、腎機能、血糖、貧血）、尿検査、心電図、眼底検査
 - 肺がん、大腸がん、歯周疾患検診も同時実施します。
- ※歯周疾患検診は、6月23日（土）は実施しません。

日程 6月18日（月）・19日（火）・20日（水）
21日（木）・22日（金）・23日（土）
8月20日（月）・21日（火）・22日（水）
23日（木）・24日（金）

会場 保健センター

受付時間 午後1時～2時

費用無料



健診申込みについて

事前申込みによる予約制で実施します。対象者には4月中に個別に通知をしますので、希望される健診日を記入し同封の特定健診等申込書を返送してください。

なお、希望者の多い健診日は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

特定健診等と人間ドック助成金制度の両方を利用することはできませんので、どちらか一方の制度をご利用ください。

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係
☎76 - 1366

国民年金保険料が後払いできる

学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。しかし経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

対象となる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校および各種学校（※1）などに在学する20歳以上の学生（※2）が対象です。ただし、本人の前年の所得が118万円を超えるときは、この特例の対象とならない場合があります。

- ※1 各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校（修業年限は1年以上である課程）となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学（日本分校）の学生も含まれます。
- ※2 夜間・定時制課程や通信課程のかたも含まれます。



申請して認められると

この特例の対象となった期間については、将来受け取れる老齢基礎年金額には保険料を追納しないと反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、この期間に事故や病気で障害が残ったり、死亡した場合、本人や遺族に障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば追納をすることができます。追納する保険料の額は、2年度を経過すると経過した年数に応じて加算額が異なりますのでご注意ください。

申請方法とポイント

- ◎申請先は、住民福祉健康課 保険年金係です。
- ◎手続に必要なものは、次のとおりです。
 - ①学生証（コピー可）または在学証明書
 - ②年金手帳（初めて国民年金に加入するかたで加入の届出と一緒に申請するときは不要です。）
 - ③認印（本人が署名する場合は不要です。）
 - ④マイナンバーがわかる書類
- ◎申請が認められたかどうか（審査結果）は、年金事務所から郵送でお知らせします。申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届く事がありますので、ご了承ください。
- ◎申請は年度ごとに必要です。申請が遅れると、障害・遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、早めに申請してください。

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係
☎76 - 1366